平成27年７月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15150	バスファテン	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　民家薫

平成27年７月31日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21738	ラブガード水和剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　取締役社長　民家薫
21740	日農ピシット粒剤１７	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
21741	ピシット粒剤１７	東京都千代田区永田町二丁目11番１号　デュポン株式会社　代表取締役社長　田中能之
21743	グリホキンゲシャワー	東京都千代田区内幸町二丁目２番２号　インテック株式会社　代表取締役　安森正知
21745	ＳＴビームエイトトレボンゾル	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
21746	野菜類種子消毒用ドイツボルドーＡ	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十七年八月十二日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
12223	メタアルデヒド・ＮＡ　安全スネックＣ粒剤		沖縄県沖縄市海邦町３番11　第一農薬株式会社　代表取締役　下地隆弘

○国土交通省告示第九百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上の小屋川三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市三久保

字丸薮　二六九番一　一号
二七二番五一三　二号及び五号
二七二番四四七　三号及び十二号
二七二番四五五　四号及び十一号
二七三九番一　三号
七四三番一一　四号
七四五番　五号
七四八番　六号及び七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮ノ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市西小園

字西荒牧　八九三番三地先水路敷
一号から六号まで
八八八番一地先水路敷
七号及び八号
八八三番　九号
八六四番三　十三号
八六三番　十四号及び十七号
八六三番地先道路敷　十五号及び十六号
字下り山　九四二番四三　十号及び十一号
九四二番一一七　十二号
字東荒牧　九三六番　十八号
九三五番　十九号
九三七番　二十号
九一四番六　二十一号
九一九番二七地先道路敷　二十二号
九一九番二一地先道路敷　二十三号
九一五番一　二十四号及び二十五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂梨

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十五年国土交通省告示第八百八十七号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町坂梨

字福岡　一七四二番三　一号
一七六九番　二号
一七七一番五　三号から五号まで

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

塩井川二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成三年建設省告示第千五百九十五号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町三野

字大門　一四五五番一　一号
一四五六番二　二号
一四五四番　三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱四号と七号を平成三年建設省告示第千五百九十五号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町三野

字柿ノ木　一八九三番一　四号
一八八九番　五号
一八七七番一　六号及び七号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土井川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十三号と十四号を結んだ線及び標柱一号と十四号を平成四年建設省告示第四百三十二号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇市一の宮町手野

字土井平　一三四八番一　一号
一三九番　二号
一二五番　三号
一一七〇番　四号
一一八番　五号
一一四番　六号
一一七七番　七号
一一七八番　八号
一一〇番　九号
一一〇番地先河川敷　十号及び十一号
一一六〇番　十二号
一一三七番三　十三号
十四号